

(別紙)

評議員の任期について

1. 社会福祉法第41条第1項（評議員の任期）

評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によって、その任期を選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することを妨げない。⇒任期の満了日（終期）を定める規定

2. 任期の考え方

- (1) 任期の始まり（始期）は、就任承諾書に記載の就任開始日から。
- (2) 任期の満了日（終期）は、選任・解任委員会が新評議員の選任決議をした日を起算として算定する。

3. 例示の前提条件

- (1) 任期の満了日（終期）は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで。
- (2) 新評議員の任期の始まり（就任承諾書による任期の開始日）は、令和3年6月（定時評議員会開催日）から。
- (3) 定時評議員会は、毎年度6月に開催。

